

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則

告 示

○二級建築士試験の受験資格を定める件を廃止する件

○建築士法第十五条第一号又は第二号に掲げる者と同年以上の知識及び技能を有すると認める者を定める件

規 則

福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

福島県規則第百二号

福島県建築士法施行細則の一部を改正する規則

福島県建築士法施行細則(昭和二十五年福島県規則第百二十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 試験(第九条の二―第十五条の十)」を 「第二章 指定登録機関(第九条の二―第十五条の十二)」に、「第三章」を「第五章」を「第四章」を「第六章」に、「第二十条」を「第二十条―第二十四条」に改める。

「第三章第二号中「本籍地の都道府県名(日本の国籍を有しない者にあつては、その者の有する国籍名)」、「を削り、同条第四号中「又は業務停止」を「業務の停止又は免許の取消し」に改め、同条に次の二号を加える。

五 法第二十二條の二に規定する講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号

六 法第二十四條第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習の課程を修了した年月日及び当該講習の課程の修了証の番号

第四条第一項中「免許証及び戸籍謄本又は戸籍抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、これに相当する書類)を添えて」を削り、同条第二項中「前項」を「第一項」に、「かつ」を「前項の規定による申請があつたときは」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 二級建築士又は木造建築士は、前項の規定による届出をする場合において、二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証(以下「免許証」という。)又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があつたときは、免許証の書換え交付を知事に申請しなければならない。第五条第一項中「を汚損し」を「又は免許証明書を汚損し、」に改め、「その免許証」の下に「又は免許証明書」を加え、同条第二項中「規定によつて」を「規定により」に改め、「免許証」の下に「又は免許証明書」を、「十日以内」の下に「これを」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、申請者に免許証を交付する。

第六条の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条第三項中「規定によつて」を「規定により」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「後見開始又は保佐開始の審判」を「失踪の宣告」に、「それぞれ成年後見人又は保佐人は、その審判」を「戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)による失踪の届出義務者は、失踪の宣告」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「免許の」を「法第九条第一項第一号の規定による免許の」に改め、「免許証」の下に「又は免許証明書」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

二級建築士又は木造建築士は、法第八条の二(第三号に掲げる場合に該当する場合に限る。)の規定による届出をする場合においては、届出書に免許証又は免許証明書を添えて、知事に提出しなければならない。

第七条第一項中「前条第二項」を「前条第三項」に改め、同条第二項中「規定によつて」を「規定により」に改める。

第九条の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条中「規定によつて」を「規定により」に改め、「免許証」の下に「又は免許証明書」を加える。

「第二章 試験」を「第二章 指定登録機関」に改める。
第九条の二を次のように改める

(指定の申請)
第九条の二 法第十条の二十第二項の規定による指定を受けようとする者(次項において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 法第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務(以下単に「二級建築士等登録事務」という。)を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- 一 定款その他の基本約款及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 申請に係る意思の決定を証する書類
- 五 役員の氏名及び略歴を記載した書類
- 六 現に行つてゐる業務の概要を記載した書類
- 七 法第十条の二十第三項において読み替えて準用する法第十条の五第一項第一号に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類
- 八 指定申請者が法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項各号の規定に該当しない旨を誓約する書面
- 九 その他参考となる事項を記載した書類

第九条の二の次に次の九条及び章名を加える。

（名称等の変更の届出）

第九条の三 法第十条の二十第一項の規定により知事が指定する者（以下「指定登録機関」という。）は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（役員の選任及び解任の認可の申請）

第九条の四 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の七第一項の規定により認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の氏名
- 二 選任又は解任の理由
- 三 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項第四号イ又は口のいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添えなければならない。

（登録事務規程の認可の申請等）

第九条の五 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録事務規程を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（事業計画等の認可の申請等）

第九条の六 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項前段の規定により認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添えて、知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 変更しようとする事項
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（登録状況の報告）

第九条の七 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数
- 二 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数

2 前項の報告書には、二級建築士名簿及び木造建築士名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

（不正登録者の報告）

第九条の八 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他の不正の手段により登録を受けたと料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

- 一 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項
- 二 偽りその他の不正の手段

（二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請）

第九条の九 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十五第一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

- 一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲
- 二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間
- 三 休止又は廃止の理由

（指定登録機関への書類の交付）

第九条の十 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付する。

一 法第五条の二、法第八条の二又は第六条第三項の規定による届出 当該届出に係る事項

二 建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令（平成二十年国土交通省令第三十七号）第四十条第四項又は同令第四十三条第四項の規定による報告書 同令第四十条第二項第二号イ又は同令第四十三条第二項第二号イの修了者一覧表に記載された事項

三 第十五条の八第一項の規定による報告書 同条第二項の合格者一覧表に記載された事項

（免許の取消し等の処分）

第九条の十一 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法第九条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき又は法第十条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知する。

一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日

二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

三 処分内容及び処分を行った年月日

第三章 試験

第十三条第一項中「第十五条の十七第一項の規定に基づき」を「第十五条の六第一項の規定により」に改め、「（正規の建築に関する課程を修めて卒業した者に係る部分に限る。）」を削り、同項第二号中「実務」を「建築実務」に改め、同項第三号中「縦五・五センチメートル、横四センチメートル」を「縦四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改める。

第十五条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前項」を「法十三条の二第二項に」、「第一項」を「同条第一項」に改め、同項を同条とする。

第十五条の次に次の章名を付する。

第四章 指定試験機関

第十五条の二第一項中「第十五条の十七第二項の」を「第十五条の六第二項の規定による」に改め、「とする者」の下に「（次項において「指定申請者」という。）」を加え、同条第二項第一号中「又は寄附行為」を「その他の基本約款」に改め、同項第十号中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第一項の」を「第十五条の三第一項に規定する」に改め、同項第十一号を次のように改める。

十一 指定申請者が法第十五条の六第三項において準用する法第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面

第十五条の三中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の四第二項」を「第十条の六第二項」に改める。

第十五条の四第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の五第一項」を「第十条の七第一項」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の三第二項第四号イ又は口の規定に関する誓約書」を「第十条の五第二項第四号イ又は口のいづれにも該当しない旨を誓約する書面」に改める。

第十五条の五中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第三項」を「第十五条の三第三項」に改める。

第十五条の六第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項前段」を「第十条の九第一項前段」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項後段」を「第十条の九第一項後段」に改める。

第十五条の七第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項前段」を「第十条の十第一項前段」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項後段」を「第十条の十第一項後段」に改める。

第十五条の九中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十三第一項」を「第十条の十五第一項」に改める。

第十五条の十を削る。

第三章 建築士事務所の登録」を「第五章 建築士事務所の登録」に改める。

第十九条を削り、第十八条の二を第十九条とする。

第四章 補則」を「第六章 補則」に改める。

第二十条の次に次の四条を加える。

（公告）

第二十一条 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第一項及び第三項、法第十条の十五第三項、法第十条の十六第三項並びに法第十条の十七第三項の規定による公示並びに法第十五条の六第三項において準用する法第十条の十五第三項、法第十条の十六第三項及び法第十条の十七第三項の規定による公示は、福島県報で行う。

（報告の方法）

第二十二条 報告書等（第九条の七第一項及び第十五条の八第一項の報告書並びに第九条の七第二項及び第十五条の八第二項の規定により添付する書類をいう。以下この条において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 指定登録機関又は指定試験機関の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第二十三条 指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における第一号第一項、
第二条、第四条、第五条、第六条第四項の規定の適用については、これらの規定中
「知事」とあるのは「指定登録機関」と、第二条第一項中「第二号様式による免許証
とあるのは「免許証明書」と、第四条第二項中「免許証の書換え交付」とあるのは
「免許証明書の書換え交付」と、同条第三項、第五条第二項及び第六条第四項中「免
許証」とあるのは「免許証明書」と、第五条第一項中「免許証再交付申請書」とある
のは「免許証明書再交付申請書」と、同条第三項中「免許証の再交付」とあるのは
「免許証明書の再交付」と、第七条第一項中「免許を取り消し、又は前条第三項の届
出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第九条の十の規定に
より第六条第三項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」
とする。

(指定事務所登録機関が事務所登録等事務を行う場合における規定の適用)

第二十四条 法第二十六条の三第一項の規定により知事が指定する者(以下「指定事務
所登録機関」という。)が同項に規定する事務所等登録事務を行う場合における第十
六条、第十九条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは「指定
事務所登録機関」とする。
第二号様式中「~~外職~~」を削る。
第四号様式中「~~外職~~」を「~~外職~~」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十五条の二第二項第一号の改正規
定は、平成二十年十二月一日から施行する。
2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の福島県建築士法施行細則第二号様
式による用紙は、所要の調整をして使用することができる。

告 示

福島県告示第七百九十九号

二級建築士試験の受験資格を定める件(昭和五十三年福島県告示第五百十七号)は、
廃止する。

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平
(建築指導課)

福島県告示第八百号

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十五条第三号の規定による福島県知事が
同条第一号又は第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次
のように定める。

平成二十年十一月二十八日

福島県知事 佐藤 雄平

一次の表の上欄に掲げる学校において、同表の中欄に掲げる科目を修めて卒業した者
であつて、その卒業後建築実務(建築士法第十四条第一号に規定する建築実務をいう。
以下同じ。)の経験をそれぞれ同表の下欄に掲げる年数以上有するもの

学 校	科 目	年 数
学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学又は高等専門学校 学校教育法(昭和二十九年法律第六十四号)による防衛大学校、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)による職業能力開発総合大学校、職業能力開発短期大学校 学校教育法による高等学校又は中等教育学校	建築士法第十五条第一号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件(平成二十年国土交通省告示第七百四十三号)第一号イからホまでに定めるすべての科目(以下「第七百四十三号必修科目」という。)(科目の単位数の合計が三十単位以上となるものに限る。)(又は第七百四十三号必修科目以外の建築に関する科目(第七百四十三号必修科目以外の建築に関する科目の単位数の合計が三十単位以上となるものに限る。))	一年(中欄中「三十単位」を「二十単位」と読み替えた場合にあつては二年)
	第七百四十三号必修科目(科目の単位数の合計が四十単位以上となるものに限る。)(又は第七百四十三号必修科目及び第七百四十三号必修科目以外の建築に関する科目(第七百四十三号必修科目以外の建築に関する科目の単位数と第七百四十三号必修科目以外の建築に関する科目の単位数の合計が四十単位以上となるものに限る。))	零年(中欄中「四十単位」を「三十単位」と読み替えた場合にあつては一年、「四十単位」を「二十単位」と読み替えた場合にあつては二年)
		四年

らホまでに定めるすべての科目（以下「第七百四十四号必修科目」という。）（科目の単位数の合計が十五単位以上となるものに限る。）又は第七百四十四号必修科目及び第七百四十四号必修科目以外の建築に関する科目（第七百四十四号必修科目の単位数と第七百四十四号必修科目以外の建築に関する科目の単位数の合計が十五単位以上となるものに限る。）

備考 中欄に掲げる科目の単位の計算は、学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあつては大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）の規定の例により、学校教育法による短期大学にあつては短期大学設置基準（昭和五十年文部省令第二十一号）の規定の例により、学校教育法による高等専門学校にあつては高等専門学校設置基準（昭和三十六年文部省令第二十三号）の規定の例により、学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあつては高等学校学習指導要領（平成十一年文部省告示第五十八号）の規定の例によるものとし、防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては大学設置基準の規定に準じ、職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあつては短期大学設置基準の規定に準じて行うものとする。

二 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校であつて、修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上のものにおいて、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した者であつて、建築実務の経験をそれぞれ同表の年数の欄に掲げる年数以上有するもの

学 校	修業年限	科 目	年 数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）に	二年	第七百四十三号必修科目（科目の単位数の合計が四十単位以上となるものに限る。）又は第七百四十三号必修科目及び第七百四十三号必修科目以外の建築に関する科目（第七百四十三号必修科目の単位数と第七百四十三号必修科目以外の建築に関する科目の単位数の合計が四十単位以上となるものに限る。）	零年（中欄中「四十単位」を「三十単位」と読み替えた場合にあつては一年、「四十単位」を「二十単位」と読み替えた場合にあつては二年）

学 校	よる中等学	
	一年	三年
学校教育法による中学校	第七百四十四号必修科目（科目の単位数の合計が二十単位以上となるものに限る。）又は第七百四十四号必修科目及び第七百四十四号必修科目以外の建築に関する科目（第七百四十四号必修科目の単位数と第七百四十四号必修科目以外の建築に関する科目の単位数の合計が二十単位以上となるものに限る。）	第七百四十四号必修科目（科目の単位数の合計が十五単位以上となるものに限る。）又は第七百四十四号必修科目及び第七百四十四号必修科目以外の建築に関する科目（第七百四十四号必修科目の単位数と第七百四十四号必修科目以外の建築に関する科目の単位数の合計が十五単位以上となるものに限る。）
	一年	五年

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算は、学校教育法による専修学校にあつては専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）の規定の例によるものとし、学校教育法による各種学校にあつては専修学校設置基準の規定に準じて行うものとする。

三 次の表の学校の欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練において修業年限が同表の修業年限の欄に掲げる年数以上で、同表の科目の欄に掲げる科目を修めて卒業した者であつて、建築実務の経験をそ

れぞれ同表の年数の欄に掲げる年数以上有するもの

学 校	修業年限	科 目	年 数
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中学校	三年	第七百四十三号必修科目（科目の単位数の合計が三十単位以上となるものに限る。）又は第七百四十三号必修科目及び第七百四十三号必修科目以外の建築に関する科目（第七百四十三号必修科目の科目の単位数と第七百四十三号必修科目以外の建築に関する科目の単位数の合計が三十単位以上となるものに限る。）	一年
学校教育法による中学	三年	第七百四十三号必修科目（科目の単位数の合計が二十単位以上となるものに限る。）又は第七百四十三号必修科目及び第七百四十三号必修科目以外の建築に関する科目（第七百四十三号必修科目の科目の単位数と第七百四十三号必修科目以外の建築に関する科目の単位数の合計が二十単位以上となるものに限る。）	二年
	一年	第七百四十四号必修科目（科目の単位数の合計が二十単位以上となるものに限る。）又は第七百四十四号必修科目及び第七百四十四号必修科目以外の建築に関する科目（第七百四十四号必修科目の科目の単位数と第七百四十四号必修科目以外の建築に関する科目の単位数の合計が二十単位以上となるものに限る。）	二年
	二年	第七百四十四号必修科目（科目の単位数の合計が二十単位以上となるものに限る。）又は第七百四十四号必修科目及び第七百四十四号必修科目以外の建築に関する科目（第七百四十四号必修科目の科目の単位数と第七百四十四号必修科目以外の建築に関する科目の単位数の合計が二十単位以上となるものに限る。）	三年

十四号必修科目の科目の単位数と第七百四十四号必修科目以外の建築に関する科目の単位数の合計が二十単位以上となるものに限る。）	二年	第七百四十四号必修科目（科目の単位数の合計が十五単位以上となるものに限る。）又は第七百四十四号必修科目及び第七百四十四号必修科目以外の建築に関する科目（第七百四十四号必修科目の科目の単位数と第七百四十四号必修科目以外の建築に関する科目の単位数の合計が十五単位以上となるものに限る。）	四年
	一年	第七百四十四号必修科目（科目の単位数の合計が十単位以上となるものに限る。）又は第七百四十四号必修科目及び第七百四十四号必修科目以外の建築に関する科目（第七百四十四号必修科目の科目の単位数と第七百四十四号必修科目以外の建築に関する科目の単位数の合計が十単位以上となるものに限る。）	五年

備考 科目の欄に掲げる科目の単位の計算は、専修学校設置基準の規定に準じて行うものとする。

四 建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）第十七条の十八に規定する建築設備士

五 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に二級建築士試験の受験資格を定める件（昭和五十三年福島県告示第五百十七号。以下「旧告示」という。）第一号から第十三号までに定める課程を修めて卒業した後、建築に関する実務の経験についてそれぞれ当該各号に定める年数に満たない年数を有する者で、施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数を通算した年数がそれぞれ当該各号に定める年数以上となるもの

六 施行日前から引き続き旧告示第一号から第十三号までに定める課程に在学し、施行日以後に当該課程を修めて卒業した後、それぞれ当該各号に定める年数以上の建築実務の経験を有する者

七 知事が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

(建築指導課)
